

論文部会規程

平成14年5月14日 制定

平成19年4月1日 改定

平成29年1月30日 改定

平成29年7月14日 改定

(総則)

第1条 学会賞候補者選考委員会規程第4条に定める論文部会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条 論文部会は、論文賞選考内規および論文奨励賞選考内規に基づいて論文賞および論文奨励書の受賞候補者案をそれぞれ作成し、学会賞候補者選考委員会に報告する。

(構成)

第3条 論文部会委員は、論文委員会の委員が兼務し、論文委員会委員長が部会長を務める。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第5条 本規程は、平成29年1月30日から実施する。